

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「金融商品の販売等に関する法律施行令等 の一部を改正する政令案」について</p>	<p>令和3年5月20日 生活安全局</p>
<p><b>1 概要</b></p> <p>令和2年6月12日に公布された「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年法律第50号。以下「改正法」という。）により、「金融サービス仲介業」が創設されるなどした。</p> <p>今般、改正法の施行に向け、下位法令の整備を行うもの（金融庁において実施）。</p> <p><b>2 当庁関係の改正事項（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）</b></p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法は、猟銃の所持許可の要件として、銃砲刀剣類等を使用して一定の凶悪な罪で政令で定めるもの（以下「対象犯罪」という。）に当たる違法な行為をして10年を経過していないことを定めており、銃砲刀剣類所持等取締法施行令において対象犯罪が列挙されている（第12条第2項）。</p> <p>改正法において、金融サービス仲介業者が契約の締結又は解約に関して行う暴行・脅迫行為に係る罪が設けられたことから、これを対象犯罪に追加する。</p> <p><b>3 意見公募手続の実施結果</b></p> <p>「金融商品の販売等に関する法律施行令等の一部を改正する政令案」について、金融庁において、令和3年2月22日から3月24日までの間、意見公募手続を実施した結果、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の改正に関する質問・意見は0件であった。</p> <p><b>4 施行期日</b></p> <p>改正法の施行の日（令和3年11月1日予定）</p>		

公安委員会	第5次社会資本整備重点計画案及び	令和3年5月20日
説明資料No. 2	第2次交通政策基本計画案について	交通 局

## 1 第5次社会資本整備重点計画案

### (1) 社会資本整備重点計画の概要

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、主務大臣等（国家公安委員会、農林水産大臣及び国土交通大臣）が案を作成し、社会資本整備審議会における審議を経て閣議決定するもの。

### (2) 警察関連の主な施策

- 災害発生時において安全で円滑な交通を確保するための対策（信号機電源付加装置の整備等）の推進
- 老朽施設（老朽化した信号制御機）の更新等の推進
- 次世代を担う子供の安全な通行空間の確保
- バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 等

## 2 第2次交通政策基本計画案

### (1) 交通政策基本計画の概要

交通政策基本法（平成25年法律第92号）に基づき、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が案を作成し、交通政策審議会及び社会資本整備審議会における意見聴取を経て閣議決定するもの。

### (2) 警察関連の主な施策

- 幹線道路等における信号機の改良等
- 自動運転システムの実現に向けた技術開発や制度整備等の検討
- 運転免許証のデジタル化の推進 等

※ その他、第5次社会資本整備重点計画に掲げられた施策等を含む。

## 3 計画期間

両計画は、一体的に実行していくことが重要であるため、計画期間を2021年～2025年度の5年間に統一。

## 4 意見公募手続等の実施結果

令和3年4月6日～同月26日までの間、意見公募手続等を実施した結果、社会資本整備重点計画案に対しては129件（都道府県からの意見78件を含む。）、交通政策基本計画案に対しては145件の御意見が寄せられた。

## 5 今後の予定

5月28日 閣議決定（国土交通省等と共同請議）

## 1 経緯

令和2年3月に道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）を改正し、東京2020大会の大会関係車両を対象とする専用通行帯又は優先通行帯であることを表示する道路標識等を新設したところ、同大会が令和3年に延期されたことを受け、当該道路標識等の設置期限を変更する改正を行うもの。

## 2 改正の内容

「大会関係車両等専用通行帯」を表示する規制標識及び規制標示並びに「大会関係車両等優先通行帯」を表示する規制標識及び規制標示について、令和3年9月30日まで設置することができることとするもの。

（参考）「大会関係車両等専用通行帯」を表示する規制標識及び規制標示



「大会関係車両等優先通行帯」を表示する規制標識及び規制標示



## 3 意見公募手続の実施結果

令和3年4月12日（月）から同年5月11日（火）まで、意見公募手続を実施した結果、1件の賛成意見が寄せられた。

## 4 施行日

令和3年7月1日

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 4</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年5月20日</p> <p>警 備 局</p>
<p><b>1 感染者数【5月19日時点】</b></p> <p>(1) 国内における感染状況～687,825人（死亡11,591人）</p> <p>(2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）</p> <p>(3) 世界における感染状況～163,531,492人（死亡3,393,122人）</p> <p><b>2 政府の対応</b></p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。 7都府県に緊急事態宣言を発出（4月7日）。緊急事態措置区域を全国に拡大（同月16日）。段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除（5月25日）。</p> <p>(2) 4都府県に緊急事態宣言を再度発出（令和3年1月8日）。緊急事態措置区域を11都府県に拡大（同月14日）。段階的に緊急事態措置区域を縮小し、4都府県の緊急事態措置を終了（3月21日）。 3府県にまん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を実施（4月5日）。重点措置区域を6都府県に拡大（同月12日）。更に10都府県に拡大（同月20日）。</p> <p>(3) 東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県に3回目となる緊急事態宣言を発出。また、重点措置区域を宮城県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県の7県に縮小（令和3年4月25日）。 北海道、岐阜県、三重県を重点措置区域に追加（5月9日）。宮城県の重点措置を終了（同月11日）。 愛知県（※）、福岡県を緊急事態措置区域に追加。併せて緊急事態措置及び重点措置の実施期間を全ての区域で5月31日までとした（同月12日）。 北海道（※）、岡山県、広島県を緊急事態措置区域に追加し、実施期間を5月31日までとするるとともに、群馬県、石川県、熊本県を重点措置区域に追加し、実施期間を6月13日までとした（同月16日）。 ※愛知県及び北海道は重点措置区域から緊急事態措置区域に変更。</p> <p>(4) 現在、152か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長6日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請し、待機期間中の健康フォローアップ等を実施。 さらに、新たな措置として、インド、パキスタン、ネパール（※1）及びバングラデシュ、モルディブ（※2）に滞在歴のある外国人の再入国は、当分の間、原則拒否。 ※1は令和3年5月14日から開始。※2は同月20日から開始</p> <p><b>3 警察の対応</b></p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 空港、医療施設等における警戒警備の実施</p> <p>(3) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携等</p> <p>(4) 感染拡大防止のための取組の徹底</p>		